

宮崎県司法書士会 & 宮崎地方法務局 共催 県下一斉無料相談会

～九州・沖縄地区相続登記相談会（宮崎地方法務局）～

相続・遺言に関すること

土地・建物の登記に関すること

会社・法人などの登記に関すること

成年後見に関すること

消費者問題に関すること

**無料相談
予約不要**

日時

令和2年 2月2日（日）
10:00 ～ 16:00

相談会場

宮崎地区

宮崎県立図書館
宮崎市船塚三丁目210番地1

都城地区

都城市総合文化ホール（会議室1）
都城市北原町1106番地100

延岡地区

延岡市川中コミュニティセンター
延岡市桜小路360番地2

日南地区

日南市生涯学習センター「まなびピア」
日南市木山二丁目4番44号

日向地区

日向市中央公民館
日向市中町1番31号

小林・えびの地区

小林市地域・観光交流センター
「KITTO小林」
小林市細野1829番地16

児湯地区

高鍋商工会議所
児湯郡高鍋町大字北高鍋5138番地

【お問い合わせ先】 宮崎県司法書士会 ☎ 0985-28-8538

土地建物の相続登記はお済みですか？

相続登記、放っておいて大丈夫？

手続きが終わるまで処分できません！

- 売りたいでも手続きできません。
- 住宅ローンの担保にできません。
- 権利証(登記識別情報)が発行されません。

手続きがどんどん複雑になります！

- 相続人が亡くなることに関係者が増えます。
- 会ったこともない人が相続人になることも。
- 遺産分割協議がまとまらないことも。

無用なトラブルを招きます！

- 空家の管理でトラブルになることも。
- 相続人が認知症になると成年後見人が必要です。
- 地震などで被災しても復旧に支障が出ます。

法定相続情報証明制度



- 「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局に必要な書類(戸籍謄本等一式)を提出し、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。
 - この制度の利用により、金融機関での各種相続手続や税務署での相続税申告手続などで、戸籍謄本等一式の提出の省略が可能となります。
- ※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は、各機関にお尋ねください。

あなたの相続手続を応援します！
(手数料は無料です)



相続登記、法定相続情報証明制度の詳しい手続は、「法務局ホームページ」をご覧ください。

宮崎地方法務局

検索